

## 資料 3

あきる野市介護保険事業計画策定委員会  
(令和5年8月30日)

# 総合事業(通所型サービスC)について

# 介護予防・日常生活支援総合事業の構成

## 介護予防・日常生活支援総合事業

### 介護予防・生活支援サービス事業

(従来の要支援者)  
 ・要支援認定を受けた者(要支援者)  
 ・基本チェックリスト該当者(介護予防・生活支援サービス対象事業者)

#### 訪問型サービス (第1号訪問事業)

・現行の訪問介護相当  
 ・多様なサービス

- ①訪問介護
- ②訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)
- ③訪問型サービスB(住民主体による支援)
- ④訪問型サービスC(短期集中予防サービス)
- ⑤訪問型サービスD(移動支援)

#### 通所型サービス (第1号通所事業)

・現行の通所介護相当  
 ・多様なサービス

- ①通所介護
- ②通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)
- ③通所型サービスB(住民主体による支援)
- ④通所型サービスC(短期集中予防サービス)

#### その他の生活支援サービス (第1号生活支援事業)

- ①栄養改善の目的とした配食
- ②住民ボランティア等が行う見守り
- ③訪問型サービス、通所型サービスに準じた自立支援に資する生活支援(訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等)

#### 介護予防ケアマネジメント (第1号介護予防支援事業)

※ 上記はサービスの典型例として示しているもの。市町村はこの踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

### 一般介護予防事業

・第1号被保険者の全ての者  
 ・その支援のための活動に関わる者

- ①介護予防把握事業
- ②介護予防普及啓発事業
- ③地域介護予防活動支援事業
- ④一般介護予防事業評価事業
- ⑤地域リハビリテーション活動支援事業

令和5年度に東京都の伴走型支援を得ながらモデル事業を実施

# サービスの類型《国》

○ 要支援者等の多様な生活支援のニーズに対して、総合事業で多様なサービスを提供していくため、市町村は、サービスを類型化し、それに併せた基準や単価等を定めることが必要。そこで、地域における好事例を踏まえ、以下のとおり、多様化するサービスの典型的な例を参考として示す。

## ①訪問型サービス

※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

○ 訪問型サービスは、現行の訪問介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。

○ 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス、移動支援を想定。

基準	現行の訪問介護相当		多様なサービス		
サービス種別	①訪問介護	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	⑤訪問型サービスD (移動支援)
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援
対象者とサービス提供の考え方	<p>○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース</p> <p>○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者</li> <li>・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者 等</li> </ul> <p>※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。</p>	<p>○状態等を踏まえながら「多様なサービス」の利用を促進</p>	住民主体による支援等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体力の改善に向けた支援が必要なケース</li> <li>・ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース</li> </ul> <p>※3～6ヶ月の短期間で行う</p>	訪問型サービスBに準じる
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託	
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準	
サービス提供者(例)	訪問介護員(訪問介護事業者)	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)	

## ②通所型サービス

※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

- 通所型サービスは、現行の通所介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職により短期集中で行うサービスを想定。

基準	現行の通所介護相当	多様なサービス		
サービス種別	① 通所介護	② 通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③ 通所型サービスB (住民主体による支援)	④ 通所型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス内容	通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練	ミニデイサービス 運動・レクリエーション 等	体操、運動等の活動など、自主的な通いの場	生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース ○「多様なサービス」の利用が難しいケース ○集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準
サービス提供者(例)	通所介護事業者の従事者	主に雇用労働者 +ボランティア	ボランティア主体	保健・医療の専門職 (市町村)

令和5年度に東京都の伴走型支援を得ながらモデル事業を実施

## ③その他の生活支援サービス

- その他の生活支援サービスは、①栄養改善を目的とした配食や、②住民ボランティア等が行う見守り、③訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援(訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等)からなる。

# 「介護予防・日常生活支援総合事業の実施状況」

- 介護予防・生活支援サービスの実績（令和4年度）

種別	類型	実施状況
通所型サービス	国基準（従前相当）※	平均 260.4人/月
	市独自基準（A）	未実施
	住民主体型（B）	未実施
	短期集中型（C）	<u>令和5年度にモデル事業</u>
訪問型サービス	国基準（従前相当）※	平均 4.4人/月
	市独自基準（A）※	平均 119.8人/月
	住民主体型（B）	未実施
	短期集中型（C）	未実施
	移動支援（D）	未実施

※件数については、令和4年4月～令和5年2月までの11か月の提供実績の平均で算出している。

# 通所型サービスCの試行実施の状況（令和3～4年度）

## 通所型サービスCの概要

### 〔目的〕

居宅や地域での生活環境等を考慮し、高齢者の有する能力の改善を図り、重度化防止、生活行為の自立を目的とする。

### 〔事業内容〕

理学療法士等が3か月の間、おおよそ週1回以上生活行為の改善を目的とした効果的な介護予防プログラムを実施し、日常生活の活動の向上等につながるサービスの提供を行う。

### 〔事業の対象〕

事業対象者、要支援1、要支援2

### 〔具体的な項目〕

実施場所：公共施設

講師：理学療法士等

定員：15人程度

回数：週1回（全12回）1時間30分程度

相談窓口：地域包括支援センター等

ケアプラン：サービス担当者会議等

評価方法：プログラム事前・事後に実施

## 令和3年度実績

2クール・全24回を実施

（参加者数）  
14人

### 〔事業終了後のサービス等〕

- ・デイサービスの利用 3人
- ・地域活動の利用 9人

※病気により2人が利用中止  
※時間の経過とともに、デイサービスの利用が増えている。

## 令和4年度実績

2クール・全24回を実施

（参加者数）  
10人

### 〔事業終了後のサービス等〕

- ・デイサービスの利用 5人
- ・福祉用具・住宅改修のみ2人
- ・訪問看護 1人
- ・地域活動の利用 2人

# 通所型サービスCモデル事業 実施スケジュール（令和5年度）

時期	実施内容
4月	<ul style="list-style-type: none"><li>・包括支援センター職員向けキックオフ研修</li><li>・全関係者向け動画研修配信開始</li></ul>
5月	<ul style="list-style-type: none"><li>・通所C委託先事業所（リハビリ専門職）向け研修</li><li>・包括支援センター職員向け事例検討会</li></ul>
5～6月	参加者募集、選定
6月	事前訪問アセスメントの実施
<b>7月</b>	<b>通所C開始（初回測定含む）</b>
9月	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域ケア会議の実施</li><li>・終了時測定の実施</li></ul>
12月	通所終了3か月後測定の実施
1月～	<ul style="list-style-type: none"><li>・評価・効果分析</li><li>・次年度本格実施に向けた課題整理、方針検討</li></ul>

# 通所型サービスCのモデル実施状況（令和5年度）

## モデル事業の実施状況

### 〔具体的な項目〕

実施場所：公共施設、受託法人事業所内  
講師：理学療法士等  
定員：50人程度  
回数：週1回（全12回）1時間30分程度  
相談窓口：地域包括支援センター等  
ケアプラン：サービス担当者会議等  
評価方法：プログラム事前・事後に実施

〔参加者数〕26人（うち事業対象者 7人）

### 〔利用者の声〕

- ・身体のごらつきが軽減し、効果を実感している
- ・通所Cに行く日が楽しく一週間が待ちきれない
- ・活動量が増え、食欲、食事量も増加してきている
- ・通所C卒業後に通えるところを検討したい

### 〔現状の課題〕

- ・通所の継続が難しくなっている方がいる

## 第9期以降（令和6年度以降）の方向性（案）

○事業実施頻度及び実施主体：通年実施（開始日から3ヶ月）  
事業委託

○介護認定申請時の窓口対応：①～④に該当しないことを確認  
「生活の困りごと」「目指す姿（〇〇したい）」を聞く

○事業の対象者：基本チェックリストを実施、生活機能に低下あり

→ 事業対象者として通所Cの利用を提案 → 地域包括支援センターの訪問 → 3ヶ月実施

○ケアマネジメントの取扱い：ケアマネジメントB（緩和した基準によるケアマネジメントでサービス担当者会議等を省略可）

※①～④に該当する場合は介護認定申請へ

- ①1人で歩くことができない
- ②1人で食事することができない
- ③1人でトイレで排泄することができない
- ④認知機能の低下が生活に影響がある

本格実施に向けた課題：①事業委託先の確保  
②事業対象者の把握  
③通所C終了後の通いの場の整備